

温泉関係事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、温泉行政の円滑な運営を図るため、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、温泉法施行条例(平成12年岩手県条例第26号。以下「条例」という。)及び温泉法施行細則(平成12年岩手県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるものの事務処理を定めるものとする。

(温泉掘削許可)

第2 法第3条第1項の温泉掘削許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 法人格のない組合等が申請する場合は、代表者名で申請するものとし、構成員全員の委任状の添付を要請すること。
- (3) 温泉の利用目的欄には、旅館の浴用、分譲住宅給湯用、温室栽培用のように具体的に記入すること。
- (4) 掘削場所の地名、地番、地目欄には、略さずに記入し、土地登記事項証明書と一致していること。
- (5) 工事施工方法欄には、ロータリー式垂直掘、スピンドル式垂直掘のように具体的に記入すること。なお、原則として斜掘は認めない。
- (6) 申請地点から500m以内の距離に他の源泉がある場合には、近隣源泉所有者の同意書の提出を要請すること。ただし、500m以上の場合にあっても、地形等から他の源泉に影響するおそれがあると客観的に判断される場合は提出を要請すること。
なお、次に該当する場合は、この限りではない。
 - ① 既存源泉が枯渇しているなど、実施利用できない状況と認められるとき。
 - ② 既存源泉が相当の期間(10年以上)利用されていないと認められるとき。
 - ③ その他、やむを得ないと認めるとき。
- (7) 省令第1条第2項第4号に規定する書面は、誓約書(様式第1号)によるものとすること。

2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び工事請負人の立会並びに掘削地点の標柱等による標示を指示する。
- (2) 現地において、掘削地点の地番、地目の確認及び周囲の境界杭、電柱、その他固定工作物等目標物からの距離、方向の測定を行い、申請図書と一致しているか確認する。
- (3) 掘削口の位置が敷地境界から3m以上(可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所では、8m以上)離れていることを確認する。
- (4) 付近の既存源泉の位置及び利用状況等現況について確認する。
- (5) 申請者から利用目的の具体的な事項(施設計画、必要湯量等)、申請の動機及び掘削地点を選定した理由等を聴取する。
- (6) 必要に応じ、当該申請地の市町村長の意見を聴取する。

3 掘削許可の適否については、別添「温泉掘削等許可に係る審査基準等について」により審査し、判断する。

(掘削等のための施設等の変更)

第3 法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の温泉掘削(増掘)施設等変更許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場

合は、委任状の添付を要請すること。

- (2) 法人格のない組合等が申請する場合は、代表者名で申請するものとし、構成員全員の委任状の添付を要請すること。

2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び工事請負人の立会いを指示する。
- (2) 現地において、周囲の境界杭、電柱、その他固定工作物等目標物からの距離、方向の測定を行い、申請図書と一致しているか確認する。

(温泉増掘許可)

第3 法第11条第1項の温泉増掘許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 法人格のない組合等が申請する場合は、代表者名で申請するものとし、構成員全員の委任状の添付を要請すること。
- (3) 土地を使用する権利を有することを証する書類の添付を下記により要請すること。

① 自己所有地の場合

- ア 土地登記事項証明書及び法務局に備え付けの地図（いずれも発行から3ヵ月以内のもの。以下同じ。）

② 他人の所有地の場合

- ア 土地登記事項証明書及び法務局に備え付けの地図

- イ 土地の使用に関する契約書又は承諾書の写し（使用目的が明示されているもの。以下同じ。）

- ウ 土地所有者の印鑑証明書（発行から3ヵ月以内のもの。以下同じ。）

- エ 国有林の場合は、国有林野使用（貸付）許可書又は許可予諾書の写し及び林班図

③ 他法令の制限を受けている場合は、上記に掲げるもののほか、当該制限解除の処分について証する書類の写し又は解除される見込みであることを確認できる書類（受理証明書等）

- (4) 温泉の所在地及び名称欄、増掘又は動力装置の場所欄には、略さずに記入し、土地登記事項証明書と一致していること。

- (5) 増掘又は動力装置の目的欄には、簡潔明瞭に記載すること。

- (6) 増掘の深さ欄には、増掘部分の深さを記入すること。

- (7) 計画ゆう出量欄には、利用に必要な温泉の量を記入すること。

- (8) 申請地点から500m以内の距離に他の源泉がある場合には、近隣源泉所有者の同意書の提出を要請すること。ただし、500m以上の場合にあっても、地形等から他の源泉に影響するおそれがあると客観的に判断される場合は提出を要請すること。

なお、次に該当する場合は、この限りではない。

- ① 既存源泉が枯渇しているなど、実施利用できない状況と認められるとき。

- ② 既存源泉が相当の期間（10年以上）利用されていないと認められるとき。

- ③ その他、やむを得ないと認めるとき。

- (9) 省令第6条第2項第3号に規定する書面は、誓約書（様式第1号）によるものとすること。

2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び工事請負人の立会を指示する。

- (2) 現地において、増掘地点の位置を確認する。

- (3) 剥削口の位置が敷地境界から3m以上（可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所では、8m以上）離れていることを確認する。

- (4) 付近の既存源泉の位置及び利用状況等現況について確認する。

- (5) 申請者から具体的な申請理由、利用目的等を聴取する。
- (6) 必要に応じ、当該申請地の市町村長の意見を聴取する。
- (7) 揚湯可能な場合は、揚湯試験を実施する。

3 増掘許可の適否については、別添「温泉掘削等許可に係る審査基準等について」により審査し、判断する。

(動力装置許可)

第4 法第11条第1項の温泉動力装置許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
 - (2) 法人格のない組合等が申請する場合は、代表者名で申請するものとし、構成員全員の委任状の添付を要請すること。
 - (3) 土地を使用する権利を有することを証する書類の添付を下記により要請すること。
 - ① 自己所有地の場合
 - ア 土地登記事項証明書及び法務局に備え付けの地図
 - ② 他人の所有地の場合
 - ア 土地登記事項証明書及び法務局に備え付けの地図
 - イ 土地の使用に関する契約書又は承諾書の写し
 - ウ 土地所有者の印鑑証明書
 - エ 国有林の場合は、国有林野使用(貸付)許可書又は許可予諾書の写し及び林班図
 - ③ 他法令の制限を受けている場合は、上記に掲げるもののほか、当該制限解除の処分について証する書類の写し又は解除される見込みであることを確認できる書類(受理証明書等)
 - (4) 温泉の所在地及び名称欄、増掘又は動力装置の場所欄には、略さずに記入し、土地登記事項証明書と一致していること。
 - (5) 増掘又は動力装置の目的欄には、揚湯量の増加、自噴しないため等具体的に記入すること。
 - (6) 動力装置の種類欄には、水中モーターポンプ、エアーリフトポンプ等ポンプの種類又は装置の種別を記入すること。
 - (7) 動力装置の仕様は、温泉分析時に使用したものと同等以下とすること。
 - (8) その他詳細欄には、揚湯管の口径及び揚程(水中モーターポンプの場合は、設置深度)を記入すること。
 - (9) 申請地点から500m以内の距離に他の源泉がある場合には、近隣源泉所有者の同意書の提出を要請すること。ただし、500m以上の場合にあっても、地形等から他の源泉に影響するおそれがあると客観的に判断される場合は提出を要請すること。
- なお、次に該当する場合は、この限りではない。
- ① 既存源泉が枯渇しているなど、実施利用できない状況と認められるとき。
 - ② 既存源泉が相当の期間(10年以上)利用されていないと認められるとき。
 - ③ その他、やむを得ないと認めるとき。
- (10) 省令第6条第2項第3号に規定する書面は、誓約書(様式第1号)によるものとすること。

2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び工事請負人の立会を指示する。
- (2) 現地において、動力装置の設置位置を確認する。
- (3) 付近の既存源泉の位置及び利用状況等現況について確認する。
- (4) 申請者から利用目的の具体的な事項(施設計画、必要湯量等)について聴取する。
- (5) 必要に応じ、当該申請地の市町村長の意見を聴取する。
- (6) 可能な場合は、申請と同等の能力を有する装置により揚湯試験を行い、揚湯量等について確認する。

3 動力装置許可の適否については、別添「温泉掘削等許可に係る審査基準等について」により審査し、判断する。

(温泉掘削許可等の有効期間)

第5 法第5条の規定により、温泉掘削（増掘・動力装置）の許可の有効期間は原則として2年間となっていることから、許可処分に際しては、申請者に対し適正な工事執行に努めるよう指導すること。

2 法第5条第2項の温泉掘削許可等有効期間更新申請書の提出があったときは、更新を必要とする理由が自己都合によるものでないか否かを確認のうえ、その適否を判断すること。

(掘削等工事に係る諸届)

第6 温泉の掘削、増掘及び動力装置(以下「温泉掘削等」という。)の工事に当たっては、次に示す各区分に従い、取り扱うものとする。

- (1) 温泉掘削等の工事に着手したときは、その日から10日以内に工事着手届(様式第2号)の提出を要請すること。
 - (2) 省令第5条の工事完了届の提出があったときは、完了時の状況が許可の範囲内であるか確認すること。
 - (3) 省令第5条の工事廃止届の提出があったときは、以下のとおり取り扱うこと。
 - ア 掘削孔の原状回復を要請すること。
 - イ 着手した工事を廃止する場合は、廃止時の工事状況が分かる温泉孔柱状図等の図面の提出を要請すること。
- 2 前項各号に掲げる届出等を受理したときは、必要に応じ関係者立会のうえ現地調査を実施し、届出等の内容が当該許可の内容と合致しているか確認する。
- 3 省令第5条の工事廃止届又は許可返上届を受理した場合は、速やかに受理した旨を通知する。

(土地の掘削の許可等を受けた法人の合併及び分割の承認申請)

第7 法第6条第1項の温泉掘削（増掘・動力装置）許可承継（合併、分割）承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 法第3条第1項又は第11条第1項に係る許可書を紛失等により添付できない場合は、理由書を添付すること。
- (3) 省令第3条第2項第2号に規定する書面は、誓約書(様式第3号)によるものとすること。

(土地の掘削の許可等を受けた者の相続の承認申請)

第8 法第7条第1項の温泉掘削（増掘・動力装置）許可承継（相続）承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法第3条第1項又は第11条第1項に係る許可書を紛失により添付できない場合は、理由書を添付すること。
- (2) 省令第4条第2項第2号の同意書には、印鑑登録を行った印鑑により捺印し、印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添付すること。
- (3) 省令第4条第2項第2号に規定する書面は、誓約書(様式第4号)によるものとすること。

(許可対象外の工事)

第9 条例第6条の温泉しづんせつ工事届の提出があったときは、「善良な管理行為の一環」としての工事で

あることを確認すること。

善良な管理行為とは、

- (1) ゆう出路に付着する沈殿物を除去する行為
- (2) ケーシングパイプの定期的な交換
- (3) ゆう出路の底部に堆積したヘドロ等を除去する行為等をいう。

なお、土中に埋没したまま長期間放置されているもの及び温泉採取を中止、停止、又は減少等のため放置していたゆう出路を復活しようとするしゅんせつ行為は、改めて法第 11 条第 1 項の許可が必要であること。

- (4) ゆう出路の口径の拡大、深度の増加、ゆう出口の切下げ等を伴う場合は、別途法第 11 条第 1 項の許可が必要であること。

2 条例第 6 条の動力装置変更届の提出があったときは、同一種の動力やそれ以下の能力を有するものへの変更であることを確認すること。

なお、温泉のゆう出量の増加をきたす動力装置の変更は、新たに法第 11 条第 1 項の許可が必要であること。

3 条例第 6 条の届出を受理したときは、必要に応じ関係者立会のうえ現地調査を実施し、当該工事が許可対象外工事であるか確認する。

(自然ゆう出水の届出)

第 10 条例第 7 条の届出を受理したときは、必要に応じ現地調査を実施する。

(温泉成分分析機関の登録)

第 11 法第 19 条第 2 項の温泉分析機関登録申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 経理的基礎を有していることを証する書類の添付を下記により要請すること。
 - ① 民間企業の場合
過去 3 年間の収支状況がわかる書類（財産目録、貸借対照表、事業計画等）
 - ② 地方公共団体の場合
分析業務に係る予算が計上されていることを証する書類
- (3) 温泉分析業務が未経験である申請者に対しては、温泉分析経験者が顧問となっている等確実な分析が実施できることを確認すること。
- (4) 省令第 12 条第 1 項第 5 号に規定する書類は、誓約書（様式第 5 号）によるものとすること。

2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び分析責任者の立会を指示すること。
- (2) 現地において省令第 14 条第 1 項に規定する分析機器を保有しており、かつ確実に分析機器の使用が可能であることを確認すること。
- (3) 現地調査に際しては、温泉分析機器の検査が可能な技術吏員同行のうえ実施すること。

(温泉採取許可)

第 12 法第 14 条の 2 第 1 項の温泉採取許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。

- (2) 温泉の採取の場所欄には、所在地を略さずに記入すること。
 (3) 省令第6条の2第2項第7号に規定する書面は、誓約書（様式第6号）によるものとする。

- 2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、速やかに現地調査を実施する。
- 3 現地調査に当たっては、申請者立会のうえ、配置図に記載の設備が配置できることを確認する。
- 4 採取許可の適否は、省令第6条の3に規定されている技術上の基準によるものとする。

（温泉採取の許可等を受けた法人の合併及び分割の承認申請）

- 第13 法第14条の3第1項の温泉採取許可承継（合併、分割）承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
 - (2) 法第14条の2第1項に係る許可書を紛失等により添付できない場合は、理由書を添付すること。
 - (3) 省令第6条の4第2項第2号に規定する書面は、誓約書（様式第7号）によるものとすること。

（温泉採取の許可等を受けた者の相続の承認申請）

- 第14 法第14条の5第1項の温泉採取許可承継（相続）承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
- (1) 法第14条の2第1項に係る許可書を紛失等により添付できない場合は、理由書を添付すること。
 - (2) 省令第6条の5第2項第2号の同意書には、印鑑登録を行った印鑑により捺印し、印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）を添付すること。
 - (3) 省令第6条の5第2項第3号に規定する書面は、誓約書（様式第8号）によるものとすること。

（可燃性天然ガスの濃度の確認）

- 第15 法第14条の5第1項の可燃性天然ガス濃度確認書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
 - (2) 場所欄には、所在地を略さずに記入すること。

（可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位の承継申請）

- 第16 法第14条の6第1項の可燃性天然ガス濃度確認承継届出書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。

（温泉採取のための施設等の変更）

- 第17 法第14条の7第1項の温泉採取施設等変更許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
 - (2) 法人格のない組合等が申請する場合は、代表者名で申請するものとし、構成員全員の委任状の添付を要請すること。

- 2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、次により現地調査を実施し、その結果を記録保存する。

- (1) 申請者に連絡のうえ調査日時を決定し、申請者及び工事請負人の立会いを指示する。
- (2) 現地において、周囲の境界杭、電柱、その他固定工作物等目標物からの距離、方向の測定を行い、申請図書と一致しているか確認する。

(温泉採取の事業の廃止届出等)

第 18 法第 14 条の 8 第 1 項の温泉採取事業廃止届の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。
必要に応じ、現地調査を実施する。

(ゆう出地の地目の変更等の届出)

第 19 条例第 8 条第 3 号の温泉再分析届の受理に当たり、温泉の成分又は温度が従前のものと異なっている場合は、新たに、法第 18 条第 4 項の掲示内容届の提出を指導すること。

(温泉利用許可)

第 20 法第 15 条第 1 項の温泉利用許可申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 場所欄には、利用施設の所在地を略さずに記入すること。
- (3) ゆう出量欄、温度(源泉)欄には、最近の測定値を記入し、併せて利用源泉の名称も記入すること。
- (4) 複数の源泉から引湯し混湯利用する場合は、その旨をゆう出量欄に記入すること。
- (5) ゆう出口及び利用施設における温泉の成分等が明らかに異なる場合は、利用施設における温泉成分分析表の提出を指導すること。
- (6) 省令第 7 条第 2 項第 3 号に規定する書面は、誓約書(様式第 9 号)によるものとする。

- 2 前項により申請書を受理したときは、申請内容の確認のため、速やかに現地調査を実施する。
- 3 現地調査に当たっては、申請者又は施設の管理者立会のうえ、利用源泉及び浴室、浴槽、配管等の状況並びに衛生上の適否について、「温泉利用許可現地調査報告書」(浴用:別記 1-1、飲用:1-2)により調査を行う。
- 4 利用許可の適否は、浴用にあっては「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 59 号)(別記 3-1)、飲用にあっては「温泉利用基準」(別記 3-2)により、源泉の管理状況、引湯管、貯湯槽、浴室、浴槽等の構造及び材質など施設の衛生状態の総合的な判断による。
なお、総硫黄基準未満しか含まれない温泉にあっては、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 59 号)(別記 3-1) 及び「温泉利用基準」(別記 3-2) に準ずるところにより判断し、又飲用許可にあっては、「温泉飲用許可事務処理要領」に定めるところにより併せて判断する。
- 5 利用許可の単位は、別記 2 による。

(温泉利用の許可等を受けた法人の合併及び分割の承認申請)

第 21 法第 16 条第 1 項の温泉利用許可承継(合併、分割)承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法人であって、支店等が申請を行う場合は、その権限があることを定款等で確認し、代表権がない場合は、委任状の添付を要請すること。
- (2) 法第 15 条第 1 項に係る許可書を紛失等により添付できない場合は、理由書を添付すること。

(3) 省令第8条第2項第2号に規定する書面は、誓約書（様式第10号）によるものとすること。

(温泉利用の許可等を受けた者の相続の承認申請)

第22 法第17条第1項の温泉利用許可承継（相続）承認申請書の提出があったときは、次により審査し、受理するものとする。

- (1) 法第15条第1項に係る許可書を紛失等により添付できない場合は、理由書を添付すること。
- (2) 省令第9条第2項第2号の同意書には、印鑑登録を行った印鑑により捺印し、印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）を添付すること。
- (3) 省令第9条第2項第3号に規定する書面は、誓約書（様式第11号）によるものとすること。

(温泉利用に係る諸届)

第23 法第18条第4項の掲示内容届は、法第15条第1項の温泉利用許可申請書と同時に提出すること。

- 2 前項の「温泉の掲示内容届」の受理にあっては、「温泉飲用許可事務処理要領」により審査するとともに、掲示場所及び掲示事項について現地確認を行う。
- 3 利用施設において入浴する者又は温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認められるときは、掲示内容を変更するよう指導すること。
- 4 規則第17条第1号の報告は、毎年4月と8月の状況を、それぞれ月末までに提出を指導する。
- 5 規則第17条第2号の報告は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 成分にあっては、泉質が変わった場合
 - (2) 温度にあっては概ね10℃を超える変動があった場合
 - (3) ゆう出量にあっては、概ね5割を超える増減があった場合
 - (4) 必要に応じて現地調査を実施すること。
- 6 条例第12条の温泉利用許可施設変更届の受理にあっては、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 対象となる工事は、以下のとおりとする。
 - ア 同一室内における浴槽の形状変更
 - イ 許可のあった同一箇所における浴室の改築等（ただし、当初面積の過半数を超える増減を伴う工事を除く。）
 - (2) 必要に応じ工事完了後において利用許可の例にならい衛生上の適否及び新たな許可の必要性等について現地調査を実施する。
- 7 多目的利用の廃止等の場合には、条例第13条に準じて取り扱うこと。

(不利益処分)

第24 環境生活部長は、法第9条（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく土地掘削許可の取消し等若しくは法第12条の規定に基づく温泉採取の制限命令を行おうとする場合は、必要に応じて現地調査を行う等事前に事情を調査するとともに、行政手続法に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成6年岩手県規則第204号）により聴聞を実施し、又は法第10条（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく原状回復命令若しくは法第14条に基づく温泉保護に必要な措置の命令を行おうとする場合は、必要に応じて現地調査を行う等事前に事情を調査するとともに、弁明の機会を与え、別添「不利益処分（取消等）に係る処分基準等について」により、それぞれその適否を判断するものとする。

- 2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、法第14条の9の規定に基づく温泉採取の許可の取消等若し

くは法第31条の規定に基づく温泉利用許可等の取消等を行おうとする場合は、必要に応じて現地調査を行う等事前に事情を調査するとともに、行政手続法に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則により聴聞を実施した後、別添「不利益処分(取消等)に係る処分基準等について」により、その適否を判断するものとする。

(事務の分掌)

第25 この要領の第2から第11まで及び第24第1項に定めるものについては自然保護課が、第12から第23まで及び第17第2項に定めるものについては所管する広域振興局がそれぞれの事務を分掌する。

(処分等の通知)

第26 環境生活部長は、次の処分を行ったとき又は届出を受理したときは、関係書類の写しを添えて速やかにその旨所管する局長に通知するものとする。

- (1) 法第3条第1項、第7条の2第1項及び第11条第1項に規定する許可
- (2) 法第6条第1項及び第7条第1項に規定する許可の承継の承認
- (3) 法第19条第1項に規定する登録
- (4) 第17第1項に規定する不利益処分
- (5) 省令第5条に規定する工事完了(廃止)届
- (6) 条例第6条に規定する許可対象外の工事に係る届出

2 局長は、次の処分を行ったとき又は届出を受理したときは、関係書類の写しを添えて速やかにその旨所管する環境生活部長に通知するものとする。

- (1) 法第14条の2第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する許可
- (2) 法第14条の5第1項に規定する確認
- (3) 法第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の6第1項に規定する許可の承継の承認
- (4) 法第14条の8第1項及び条例第8条から条例第14条に規定する届出
- (5) 第17第2項に規定する不利益処分

(台帳の整備)

第27 環境生活部長は、温泉掘削工事又は増掘工事完了届により当該掘削井が温泉であることを確認したとき及び自然ゆう出温泉分析届を受理したときは、速やかに温泉台帳(別記4)を作成し、その写しを所管する局長あて送付するものとする。

2 局長は、温泉の利用許可をしたときは、速やかに温泉利用台帳(別記5)を作成するものとする。

3 環境生活部長及び局長は、台帳に記載すべき事項が生じたときはその都度整理し、源泉及び温泉利用施設の現況を記録保存しておくものとする。

(温泉利用状況報告)

第28 局長は、毎年3月末日現在における温泉の利用状況について、温泉を採取する者又は温泉利用許可施設の管理者等から報告を求め、温泉利用状況報告書(別記6)により取りまとめのうえ4月末日までに環境生活部長あて報告するものとする。

(温泉採取者等の指導)

第29 環境生活部長及び局長は、この要領に定める事務を処理するに当たっては、温泉掘削等の許可を受けた者又は温泉を採取する者及び温泉利用施設の管理者等に対し適切な指導を行い、円滑な事務処理に努めるものとする。

2 環境生活部長及び局長は、この要領に定めるもののほか、「温泉監視指導要領(昭和54年環境保健部長通

知)」により温泉の保護及び適正な利用の推進を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第1 この要領は、平成7年6月28日から施行する。

(経過措置)

第2 この要領の改正後の規定は、特別の定めがある場合を除いては、平成7年6月28日前に生じた事項についても適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第5条の規定に基づいて引き続き温泉の採取を行う者の温泉法施行条例の一部を改正する条例(平成20年岩手県条例第35号)による改正前の温泉法施行条例第8条第5号の規定による届出については、この要領による改正前の事務処理要領第12第1項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に温泉法の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づいて行われた可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る事務処理については、この要領による改正後の温泉関係事務処理要領第15の規定の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。